第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の三第三項	第九条の三第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第七項	第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第七項
第五号若しくは第七号から第十二号まで	第五号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号
第五号若しくは第七号」	第五号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」
第五条第七項	第五条第七項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の二第四項	第九条の二第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の三	
第九条の三第二項	第九条の三第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の四	
第十条	第十条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の三第三項	第九条の三第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の六	
第十一条	第十一条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の四	第九条の四（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項	第七条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の七	
第十二条	第十二条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の四	第九条の四（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）